

## 38.長久手市

要 請 事 項	回 答
【1】 県民の要望である市町村の福祉施策を充実してください。	
1. 安心できる介護保障について	
★(1) 介護保険料・利用料について	
① 介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	減免した場合の不足した財源は他の被保険者の負担で賄うこととなり、被保険者全体の理解を得ることが困難であると考えます。このため、既存の制度で実施します。
② 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	減免した場合の不足した財源は他の被保険者の負担で賄うこととなり、被保険者全体の理解を得ることが困難であると考えます。このため、既存の制度で実施します。また、令和元年度より、消費税の増税を鑑み、低所得者への介護保険料の軽減を強化・拡充を実施しています。
★(2) 介護保険利用について	
① 介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。	介護保険利用の相談窓口の担当課内に保健師などの専門知識を持った職員を配置しており、適宜対応しています。
② 訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。	「生活支援」の回数制限は行っていません。平成30年10月より義務化された、頻回な生活支援を行うケアプランの届け出とは、1か月の生活援助の数が「一定の数」より多いケアプランについて、様々な専門家の目線から「一定数以上必要か否か」について話し合い、適切なプランを作成することを目的に実施しています。
(3) 基盤整備について	
★(1) 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	第7期介護保険事業計画に基づき、平成31年度中に看護小規模多機能型居宅介護事業所を1事業所整備する予定です。
(2) 特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。	特例入所の周知については、入所希望のあった施設が制度説明を行い、その適用については当該施設の入所判定委員会において適否が判定されることとなります。
★(4) 総合事業について	
① 総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。	本市の総合事業では、現時点では、従来型のサービスを設定しています。今後、市民等多様な主体によるサービスを創出していき、利用者の希望や状態像をふまえ最適なサービスが提供できるような枠組みを検討しています。

要 請 事 項	回 答
<p>② 自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。</p>	<p>市民等多様な主体によるサービスを創出していく、利用者の希望や状態像をふまえ最適なサービスが提供できるような枠組みを検討しています。事業費としては地域支援事業の上限内での運用を基本としていきます。</p>
(5)高齢者福祉施策の充実について	
<p>① サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。</p>	<p>本市の総合事業において、地域のサロン等に運動講師を無料で派遣する事業を始めており、高齢者の集まる場への支援を行っています。また、認知症カフェ等、地域で認知症の方や家族を見守る取り組みも推進していきます。</p>
<p>② 多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。</p>	<p>市民等多様な主体によるサービスを創出していく、利用者の希望や状態像をふまえ最適なサービスが提供できるような枠組みを検討しています。</p>
<p>③ 住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。</p>	<p>住宅改修費及び福祉用具購入費については、H26.1.4から受領委任払制度を実施しています。また、高額介護サービス費について、受領委任払の対象者は介護保険施設に入所している人に限りますが、本市は施設サービス利用者の割合が低く、サービス利用者も限定的になるため、現状では実施の必要はないと考えています。</p>
★(6)介護人材確保について	
<p>① 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。</p>	<p>介護職員人材確保事業を本市の重要施策として位置づけて実施しており、介護に関する入門的研修、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の市内実施、事業所の職場体験事業及び市内事業所へ6ヶ月以上継続勤務した場合の補助金の交付等を実施し、介護人材の確保に努めています。</p>
<p>② 介護職員の待遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。</p>	<p>消費増税に伴う介護職員等特定待遇改善加算が令和元年10月から創設されることとなっており、現状の介護職員待遇改善加算に加えて更なる待遇改善が見込めることから、市独自の施策は実施しないものとします。</p>
<p>③ 利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。</p>	<p>夜勤の人員基準は国等の基準に従い、適正に配置されるよう指導していきます。</p>
★(7)障害者控除の認定について	

要請事項		回答
①	介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	身体障害者、知的障害者に準ずる方を対象としておりますので、日常生活自立度が一定の基準を下まわる場合に対象とする既存の制度で実施します。
②	すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	平成26年度より、障害の程度が認定できる方に対し、申請書の提出を省略し、認定書を個別送付しています。
2. 国保の改善について		
★①	保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。	保険税の急激な増加を抑えるため、一般会計からの法定外繰入金で補っています。
★②	18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。	18歳未満の子どもについても、保険給付を受けているため、被保険者ごとに係る均等割の対象としています。
③	収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。	低所得世帯を対象とする独自の減免制度を設けています。
★④	資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	資格証明書の交付はしていません。分納履行中の世帯には、正規の被保険者証を交付しています。
★⑤	保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。	保険税を払えきれない加入者の実態については納税相談を通して把握し、個別に対応します。
⑥	一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	一部負担金の減免基準については、生活保護基準の1.3倍以下で実施しています。制度の周知については、加入者へのダイレクトメールや加入時に配布する「国保のしおり」などを活用して周知に努めています。
⑦	70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。	70歳から74歳に限らず、高額療養費の支給対象世帯には、お知らせ及び申請書を送付し、郵便で高額療養費の申請ができるようにしています。
3. 税の徴収、滞納問題への対応など		
税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。		差し押禁止財産を差し押さえることはありません。納税困難な場合は、早めの納付相談をお願いします。また、住民の収入状況、財産等をよく調査したうえで関係法令等に基づいて対応しています。
4. 生活保護について		

要 請 事 項		回 答
★ ①	生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	生活保護の相談・申請にあたっては、生活保護制度を丁寧に説明した上で、相談者の立場に立って状況を聞き取る等、生活保護法に従い適切に対応しています。また、必要な調査の上、生活保護が必要な人には、早急に支給できるよう努めています。
★ ②	ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。	基準に則り配置しており、研修にも参加しています。また、有資格者である就労支援相談員及び健康支援相談員を配置し、専門的に支援しています。
③	行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。	返還決定にあたっては、十分な説明をし、配慮しながら進めています。
④	生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。	国基準に基づき実施しています。
★ ⑤	夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。	国基準に基づき実施しています。
5. 福祉医療制度について		
★ ①	福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	本市では、子ども医療及び精神障害者医療については県制度の基準から市単独で拡充を行っており、母子家庭等医療及び後期高齢者福祉医療と合わせ、現在のところ、この制度を継続してしていく予定です。
★ ②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	本市としては、15歳年度末までの入・通院について現物給付を行っており、当面はこれを継続する予定です。また、対象者の拡充は、市予算の全体に影響があるため慎重な議論が必要であると考えます。
★ ③	精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	本市では、県制度の基準から市単独で拡充を行っており、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、一般的の病気にも助成を実施しています。また、自立支援医療(精神通院)対象者は、その精神通院医療費に限り、市制度で自己負担分を助成対象としています。
④	妊娠婦医療費助成制度を創設してください。	当面は、現行の福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を継続する予定です。対象者の拡充は、市予算の全体に影響があるため慎重な議論が必要であると考えます。
6. 子育て支援について		
(1)	「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。	子どもの貧困対策に特化した計画の策定は予定していませんが、長久手市子ども・子育て支援事業計画の改定作業の過程において、子どもの貧困対策という視点での政策形成や施策の展開について検討したいと考えます。

要 請 事 項		回 答
① 愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。		現段階で、子どもの貧困のみを目的とした独自調査は予定していませんが、長久手市子ども・子育て支援事業計画の改定作業の過程において、子どもの貧困対策を含む、子育て全般に関する調査を実施しました。
② ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。		現在、ひとり親家庭については、「母子父子寡婦福祉資金」、「ひとり親家庭自立支援給付金」、「ひとり親家庭日常生活支援事業」等の制度があります。
★ ③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。		認定基準の一つとして、生活扶助基準を用いていますが、基準は設定当時の認定者が網羅されるよう設定しています。また、年度途中での申請については、年度中に2回チラシを配布する等、周知に心がけています。なお、支給内容については、平成28年度から新入学児童生徒学用品費と宿泊を伴う校外活動費の増額を行っています。また、令和元年度から新入学児童生徒学用品費の増額を行っています。新入学児童生徒学用品費については、平成30年度から入学前支給を実施しています。
④ 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。		生活に困窮している家庭の子どもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけるために必要な支援として、生活保護世帯、生活困窮世帯、就学援助費受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の子どもを対象とした学習支援事業を、平成28年度から実施しています。
★ (2) 小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。		未納者については、学校で就学援助制度のお知らせ等を行っています。 給食に係る食材費は、保護者が負担する給食費に、1食あたり21円を上乗せして市が負担しています。
(3) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。		幼児教育・保育の無償化については、市内の該当年齢の児童のいる世帯に、個別に案内を送るなど、利用者が制度を利用できるよう周知に努めています。また、無償化に関係なく保育施設の拡充などを行うことにより、保育の利用希望者が施設を利用できるように受け入れ枠を拡大しています。
① 認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。		公立の上郷保育園の老朽化に伴い、入所定員を増やし、移転改築を行い令和2年度中の開園を予定しています。令和2年開園の小規模保育事業者の公募を実施中。
② 無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。		認可外保育施設は、県の基準で運営しているため、直接的に指導はしていませんが、個別に施設から保育についての相談があれば、支援を行っています。今後無償化により、関わりも増えると思いますが、独自の支援は考えていません。

要請事項	回答
<p>③ 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。</p>	<p>保育園の副食費については、実費徴収となることから、各保育園で徴収するものとなります。そのため、公立保育園については無償化以前の利用料負担を上回らない金額で副食費を設定します。</p>
7. 障害者・児施策の拡充について	
<p>★ ① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。</p>	<p>グループホームの創設については重点施策に位置づけており、整備に向け適宜事業所へ情報提供を行い支援しています。</p>
<p>② 在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。</p>	<p>申請時間が市の基準を超える場合でも、必要に応じて支給しています。</p>
<p>③ 移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。</p>	<p>原則利用できないこととしておりますが、主たる介護者が病気、もしくはひとり親家庭など、やむを得ない事情がある方については利用を認める場合もあります。</p>
<p>④ 入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。</p>	<p>国の基準に基づき実施しています</p>
<p>⑤ 障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。</p>	<p>障害者・児の福祉サービスの利用料については国の基準に基づき実施しています。小中学校の特別支援教室に在籍している児童生徒に対して、給食費等の助成を行っています。</p>
<p>★ ⑥ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、</p>	
<p>1) 一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。</p>	<p>障害者総合支援法第7条に基づき、介護保険のサービスが原則優先となりますが、必要に応じて、障害福祉サービスの利用を認めています。</p>
<p>2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。</p>	<p>現在そのような事例はありません。必要に応じたサービスの利用を認めています。</p>
<p>3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。</p>	<p>ケアマネージャーを通じて周知しています。</p>
<p>⑦ 障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。</p>	<p>国の基準に基づき実施しています。</p>
<p>⑧ 障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。</p>	<p>国の基準に基づき実施しています。</p>

要請事項		回答
8. 予防接種について		
★ ①	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。	国(厚生労働省)の規定に基づいた予防接種を実施しており、現行どおりとします。
②	高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担の引き下げは行いません。任意予防接種事業は平成30年度で終了しました。
9. 健診・検診について		
★ ①	産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。	平成28年4月から産婦健診費用の一部助成事業を1回実施しています。
②	妊娠婦歯科健診への助成を妊娠・産婦共に実施してください。	妊娠婦歯科健診は妊娠中から産後1年未満の期間に1回無料で実施しています。
③	保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	歯科保健事業において歯科衛生士の役割は重要だと考えますが、常勤職員としての配置につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書	
①	75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
②	国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
③	マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
④	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめしてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。

要請事項	回答
⑤ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。	本市では子ども医療については、県制度の基準から15歳年度末まで拡充して助成しています。国に対する制度創設への要望は、市長会を通じて行っています。
⑥ 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。	ながふく障がい者プランに基づき、実施事業者と協力して取り組んでいきたいと考えていますので、国へ要望書を提出する予定はありません。
2. 愛知県に対する意見書・要望書	
(1) 福祉医療制度について	
① 福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	本市では、子ども医療及び精神障害者医療については県制度の基準から市単独で拡充を行っており、母子家庭等医療及び後期高齢者福祉医療と合わせ、現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。県において制度縮小の動きがあった場合は、その都度意見を出していく所存です。
② 18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。	本市では子ども医療については、県制度の基準から15歳年度末まで拡充して助成しています。現在のところ、県に対して18歳年度末までの拡充の要望書を提出する考えはありません。
③ 精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	本市では、県制度の基準から市単独で拡充を行っており、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、一般的の病気にも助成を実施しています。また、自立支援医療(精神通院)対象者は、その精神通院医療費に限り、市制度で自己負担分を助成対象としています。現在のところ、県に対して要望書を提出する考えはありません。
④ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	本市では、県制度の基準から市単独で拡充を図り、精神障害者保健福祉手帳1、2級対象者の一般的の病気への助成、自立支援医療(精神通院)対象者の精神通院医療費の助成及び精神入院にかかる自己負担額の助成を行っています。現在のところ、県に対して要望書を提出する考えはありません。
(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。	
県から保険給付費交付金として市町村国民健康保険の保険給付等に必要な財源等が交付されています。	